飲酒運転撲滅に関する決議(案)

交通事故のない、安全で安心して暮らせる社会の実現は、住民すべての切実な願いで ある。

しかしながら、関係機関、団体の懸命な努力にもかかわらず、多くの方が交通事故の 犠牲者となり、悲しみや苦しみを抱えての生活を余儀なくされている。

こうした中、飲酒運転に対しては、平成13年12月に刑法における「危険運転致死傷罪」の新設、翌14年6月には改正道路交通法による酒酔い・酒気帯び運転の厳罰化が図られたところであるが、依然として飲酒運転による痛ましい事故があとを絶たず、社会全体としてその撲滅に取り組まなければならない事態となっており、平成19年5月、飲酒などによる悪質な人身事故を厳罰化するため、新たに「自動車運転過失致死傷罪」を創設することなどを柱とする改正刑法が衆議院本会議で可決、成立された。

飲酒運転の撲滅には、運転者並びに同乗者の交通安全意識の向上はもとより、家庭、職場、さらには地域が一体となって、「飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない」という社会環境を醸成していくことが重要である。特に、住民から選出された議員がその責任を深く自覚し模範となることは言うまでもない。

よって、本議会は、ここに改めて交通安全意識の徹底を強く呼びかけるとともに、町当局をはじめ関係機関、団体との連携を強化し、住民と一体となって飲酒運転の撲滅に向けて全力を挙げて取り組むことを決議する。

平成20年12月19日

奈良県広陵町議会